

常磐大学同窓会 会則

昭和 62 年 4 月 1 日 施行
改正 昭和 63 年 9 月 1 日
平成 12 年 7 月 1 日
平成 15 年 6 月 14 日
平成 19 年 6 月 16 日

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、常磐大学同窓会と称する。

(目 的)

第 2 条 本会は、会員相互の親睦を図るとともに、常磐大学（以下母校という）との連絡を保ちながら、母校の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 本会は、次の事業を行う。

1. 母校後援のための事業
2. 会員相互の親睦の為の事業
3. 会員名簿の発行
4. その他本会の目的を達するに必要な事業

(所在地)

第 4 条 本会は、本部を茨城県水戸市見和 1 丁目 4 3 0 番地の 1（常磐大学内）に置く。

第 2 章 組 織

(会 員)

第 5 条 本会の会員及び会友は次のものとする。

1. 会員
母校を卒業し、会費を納入した者及びかつて母校に在籍し幹事会の承認を得た者で、かつ会費を納入した者。なお、会費については、別に定める。
2. 会友
母校に在籍する専任の教職員。

(変更の届出)

第 6 条 会員は、姓名・住所・勤務先等に移動を生じたばあいには、その旨を本会に届けるものとする。

(役員)

第7条 本会は、次の役員を置く。

- | | |
|---------------|----|
| 1. 会長 | 1名 |
| 2. 副会長 | 2名 |
| 3. 幹事 各年度・各学科 | 2名 |
| 4. 監査委員 | 2名 |

但し、第3号においてその年度より母校に勤務する者がいた場合に、定員はこの限りではない。

(役員を選出および職務)

第8条 本会の役員は、次のように選出され、その職務を執り行う。

1. 会長は、幹事の互選・推薦により選出され、この会を代表するとともに、総会及び幹事会を招集し、その会を司る。
2. 副会長は、幹事の互選により選出され、会長に事故ある時はその代理を務める。
3. 幹事は、各年度毎に各学科より選出され、幹事会に出席し会務を処理する。
4. 監査委員は、会員の中から幹事会の推薦のもと会長の委嘱を受け、会計・資産の監査を行う。

(役員任期)

第9条 役員任期は2ケ年とし再任を妨げない。

役員は、任期が満了しても、後任者が就任するまでは、なおその職務を継続するものとする。

(名誉役員)

第10条 本会には、次の名誉役員を置く。

- | | |
|---------|-----|
| 1. 名誉会長 | 1名 |
| 2. 名誉顧問 | 若干名 |
| 3. 顧問 | 若干名 |

(名誉役員選出)

第11条 名誉役員は、次のように選出される。

1. 名誉会長は、現に在任中の母校学長とする。
2. 名誉顧問は、幹事会の推薦を受け会長に委嘱された者とする。
3. 顧問は、会友の中から幹事会の推薦を受け会長に委嘱された者とする。

(事務局)

第12条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

事務局の組織・運営については、別に定める。

第3章 会 議

(会 議)

第13条 本会の会議は、総会、幹事会とする。

(議決数)

第14条 会議は、すべての出席者の過半数の同意を以て議決し、可不同数の場合は議長が決議する。

(総 会)

第15条 総会は、会員を以て組織し、通常毎年1回開くことを原則とする。

但し、臨時総会は、幹事会の決議によって開くことができる。

総会で行う事項は、次のものとする。

1. 会務の承認
2. 会計の承認
3. 会則改正の承認
4. その他、特に重要な事項の承認

(幹事会)

第16条 幹事会は、幹事を以て組織し、毎年3回開くものとする。但し必要に応じて臨時幹事会を開くことができる。

幹事会は、事業計画・役員選出・会則改正・予算・その他の重要な事項を審議し、総会の承認をもって執行にあたる。

顧問及び監査委員は、幹事会に陪席することができる。

(会務の報告)

第17条 本会の会務内容は、適宜会員へ連絡報告するものとする。

第4章 会 計

(会 計)

第18条 本会の経費は、会費及びその他収入で支弁し、銀行預金等で管理する。

(会 費)

第19条 会員は、次の会費を納入するものとする。

1. 終身会費 金20,000円
会費の徴収については、別に定める。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日より、翌年3月31日までとする。

第5章 支部

(支部)

- 第21条 本会は、会員の申請に基づき、幹事会の承認を得て、支部を置くことができる。
支部設立の目的は、次の各号全てを満たすものとする。
1. 会員相互の親睦を図る。
 2. 本会の活動の活性化を図る。
 3. 母校の発展に寄与する。
- 支部に関わることについては、別に定める。

第6章 細則

(細則の制定)

- 第22条 本会は、幹事会の議決によって別に細則を定めることができる。

- 附 則
1. 本会則は、平成12年7月1日より施行する。
 2. 本会則は、平成15年6月14日より施行する。